

論点に対する回答

分 野	地方公共団体への税・公金納付のデジタル化
省 庁 名	デジタル庁
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>経済団体からは、事業者の税公金の納付業務のデジタル化を加速し、業務効率化・生産性向上を進める観点から、①地方税（特に固定資産税）納付に関する納付書等を含めた完全電子化、②地方公共団体に対する公金納付が地方公共団体毎にバラバラな納入告知書や納入通知書を用いた金融機関窓口での納付により行われている現状を改善し、デジタルを活用した全国統一的な公金納付手続の導入について要望があったところである。</p> <p>【論点 1】</p> <p>上記②のとおり、道路占用料、河川占用料、行政財産使用料等、地方公共団体が受け手となる公金に関する納入通知やその納付についても、地方公共団体共通の仕組みを用いたデジタル化が望まれている。</p> <p>現在のマイナポータルには、決済機能は実装されていないが、国民や事業者の利便性を高める上で、マイナポータルを利用する手続において、支払いも含めたエンドツーエンドのデジタル化を実現することが望ましいと考えられる。</p> <p>デジタル庁として、マイナポータルの活用を含め、各種公金に関する納入通知やその納付をオンラインで実施できる地方公共団体共通の仕組みの構築に、総務省を始めとした関係省庁とも連携して取り組むべきではないか。</p> <p>【回答 1】</p> <p>マイナポータルでは、決済機能そのものは実装していないが、自治体において収納事業者と契約の上でオンラインの納付サービスを提供している場合、利用者がマイナポータルで電子申請した際に、納付金額や納付先のURLなどをマイナポータルのお知らせ機能を利用して利用者に通知できる機能を提供している。</p> <p>いずれにせよ、地方公共団体や各公金の種類ごとにバラバラになっている納入手続について、デジタル化することにより、効率化、利便性の向上を図</p>	

ることが重要であることはいうまでもない。

デジタル庁としては、総務省をはじめ、制度所管省庁からの相談に応じて、その他の既存のシステムの活用も含めて、実現に向けた検討に協力してまいりたい。

【論点 2】

【論点 1】の取組を行うに当たっては、地方公共団体や事業者等の意見を聞きつつ進める必要があると考えるが、今後どのような体制で、いつまでに何を行うかを示していただきたい。

【回答 2】

（論点 1 の回答のとおり）まずは、制度所管省庁における検討が必要であるところ、御指摘のとおり、デジタル化の実現に当たっては、地方公共団体、事業者を含めた国民の皆様の声に耳を傾けることが必要である。

デジタル庁としても関係省庁と連携して必要な協力を行ってまいりたい。